

本人通知制度がスタート

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。

この制度により、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害に対し、抑止力を持たせる効果が期待できます。

通知の対象となる証明書

- 住民票の写し(除票を含む)
- 住民票記載事項証明書(除票記載事項証明書を含む)
- 戸籍の附票の写し(原附票、除附票を含む)
- 戸籍の謄抄本(原戸籍、除籍謄抄本を含む)
- 戸籍記載事項証明書

本人通知の内容

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別
- 交付枚数
- 第三者の種別
- 第三者の氏名・住所**
(第三者が事前登録者の代理人である場合に限ります)

利用手続について

この制度を利用するには、事前登録が必要です。(有効期間は登録から3年間です)

- 登録ができる人
 - 加東市の住民基本台帳に記録されている人(消除者含む)
 - 加東市の戸籍の附票に記録されている人(消除者含む)

○加東市の戸籍に記録されている人(除籍者含む)

登録日

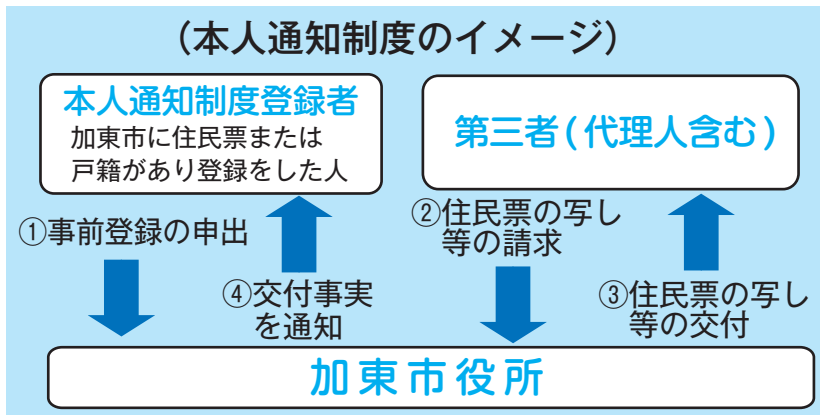
毎週水曜日(休日の場合は、翌開庁日)で、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

登録に必要なもの

- 事前登録申出書(各窓口センターにあります)
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど)
- 代理人による申出の場合は、委任状および代理人の本人確認書類
- 印鑑
- その他
登録後に住所等の変更が生じた場合や、登録を廃止する場合は、届出が必要です。

申し込み・問い合わせ

- 市民安全部市民課
- 社窓口センター
☎ 43・0390
- 滝野窓口センター
☎ 48・3001
- 東条窓口センター
☎ 47・1300



新規に障害者手帳等を取得された方やひとり親家庭になられた方は

福祉年金の申請を

交付基準

「障害者手帳等をお持ちの方」および「ひとり親家庭の方」には、「加東市福祉年金」が支給されますので、9月14日(金)までに必ず申請してください。(福祉年金支給申請書および振込口座依頼書をお近くの窓口センターへ提出してください)

支給方法

1年以上加東市に住所を有し、左表にあてはまる方 ※対象と思われる方は、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ

なお、昨年、福祉年金を受給された方は、申請不要ですが、振込口座を変更される場合は、口座変更届出書が必要です。印鑑と口座番号の分かるものを持って、下記の担当課へお越しください。

- ①～④ 福祉部社会福祉課
(社庁舎) ☎ 43・0409
- ⑤ 福祉部子育て支援課
(社庁舎) ☎ 43・0408

対象者		支給額
① 身体障害者手帳	1・2級	15,000円
	3・4級	8,000円
	5・6級	5,000円
② 療育手帳	A・B1	15,000円
	B2	8,000円
③ 精神障害者 保健福祉手帳	1・2級	15,000円
	3級	8,000円
④ 障害基礎年金 (精神)	1・2級	15,000円
⑤ ひとり親家庭(18歳未満の児童を養育する方)	1人目	15,000円
	2人目から1人につき	5,000円

- 2つ以上の項目に該当する場合は、支給額が最も多い項目が適用されます。
- 障害の等級などの基準日は、平成24年9月1日です。